

## 令和5年4月分から児童扶養手当の支給月額が改定されます

児童扶養手当の月額は、「児童扶養手当法」および「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に改定されます。児童扶養手当を受給中の方へは4月末頃、改定後の手当額のお知らせを送付します。

児童数	1人目	2人目	3人目以降
全部支給	43,070円 ▶ 44,140円	10,170円 ▶ 10,420円	6,100円 ▶ 6,250円
一部支給	43,060円～10,160円 ▶ 44,130円～10,410円	10,160円～5,090円 ▶ 10,410円～5,210円	6,090円～3,050円 ▶ 6,240円～3,130円

問合せ 保健福祉課(子育て支援)1階⑫番 ☎6915-9107

## 令和5年4月分から特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額が改定されます

- ①特別児童扶養手当(1級):52,400円 ▶ 53,700円
- ②特別児童扶養手当(2級):34,900円 ▶ 35,760円
- ③特別障がい者手当 :27,300円 ▶ 27,980円
- ④障がい児福祉手当 :14,850円 ▶ 15,220円
- ⑤経過的福祉手当 :14,850円 ▶ 15,220円

※①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

※③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。



問合せ 保健福祉課(障がい者支援)1階⑬番 ☎6915-9857

## 日々の生活に 困難を感じたら 「自立アシスト相談」を ご利用ください

区役所には、日々の生活の中で起こるさまざまな困りごとの解決をサポートする窓口「自立アシスト相談」があります。解決に向けて、一緒に課題を整理しましょう!

相談したいけどどこに行けばいいんだろう?



収入が不安定。借金が重なって苦しい...

### こんな困りごとはありませんか?

- ◆働きたいけど経験や自信がなくてすごく不安
- ◆仕事を探しているが見つからない、仕事が長続きしない
- ◆頼る人がいない、孤立している
- ◆子どもがひきこもりで将来が不安
- ◆家賃が払えなくなりそう など



ひとりで悩まずまずはご相談ください

**対象** 区内在住で生活にお困りの方(生活保護受給者を除く)

**時間** 9時～17時30分(土日祝・年末年始を除く)

**問合せ** 鶴見区自立アシスト相談 3階⑬番 ☎6913-7060

## 4月 無料相談 対象 大阪市民の方

行政オンラインシステムでの予約

申込期間 毎月1日から相談日4日前まで 定員 各2名(先着順)

相談名	日時	申込方法	場所
1 法律相談(弁護士) <span style="color: purple;">予約制</span>	4月14日(金)・28日(金) 13時～17時 (毎月第2・第4金曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎6915-9954) 定員 16名(先着順)(1人30分)	鶴見区役所3階相談室 ※予約電話が大変混み合い いつなかりにくい場合 があります。
2 不動産相談(賃貸、売買契約、借地借家、空き家問題など) <span style="color: purple;">予約制</span>	4月13日(木)・24日(月) 13時～16時 (毎月第2木曜日・ 偶数月第4木曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎6915-9954) 定員 6名(先着順)(1人30分) 行政オンラインシステムでの予約可	※換気のため、扉と窓を開けて相談業務を行っています。
3 司法書士相談(相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など) <span style="color: purple;">予約制</span>	4月19日(水) 13時～16時 (毎月第3水曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎6915-9954) 定員 8名(先着順)(1人45分) 行政オンラインシステムでの予約可	※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止・変更となる場合があります。 ※各種相談時間には入れ替わりの時間なども含まれます。
4 行政に関する相談(横断歩道が消えている、信号をつけて欲しいなど)	4月28日(金) 14時～16時 (毎月第4金曜日)	当日会場へお越しください	問合せ 総務課(政策推進) ☎6915-9683
5 花と緑の相談 問合せ 鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650	4月12日(水) 14時～15時30分 ※次回は6月14日(水)開催です。	当日会場へお越しください	鶴見区役所 1階ロビー
6 ごみの相談 フードドライブ 問合せ 城北環境事業センター ☎6913-3960	4月18日(火) 14時～16時 (毎月第3火曜日)	当日会場へお越しください ★食品の持ち込みは14時以降にお願いします。	※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止・変更となる場合があります。
7 人権相談(いじめ、差別、虐待、セクハラ・パワハラ、DVなど) <span style="color: purple;">一部予約制</span>	【平日】9時～21時 【日・祝】9時～17時30分 ※土曜日はお休みですが電子メールによる相談は受付しています。	専門相談員が電話、FAX、手紙、メール、面談で相談をお受けします。区役所で面談を希望される方は事前にお申し込みください。 (☎6532-7830) <small>なやみゼロ</small> ※通話料は自己負担	大阪市人権啓発・相談センター 西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル 1階
8 こころの相談(精神科医) 問合せ 保健福祉課(保健活動) ☎6915-9968 <span style="color: purple;">予約制</span>	4月14日(金) 14時～15時30分 4月28日(金) 14時30分～16時	本人(鶴見区民)およびご家族からの相談も可能です。電話、窓口事前予約制(☎6915-9968) 定員 2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所 1階⑪番窓口
9 日曜法律相談 <span style="color: purple;">予約制</span>	4月23日(日) 13時～17時 都島区役所・港区役所	予約 4月14日(金)12時～22日(土)17時 (予約専用☎050-1807-2537 [AI電話24時間受付]) 定員 各16組(先着順/1人30分)	
10 ナイター法律相談	※今月は実施しません。	問合せ 大阪市総合コールセンター「なにわコール」(☎4301-7285)	